

青森県満足度の高い保育環境推進事業実施要綱

第1 目的

本事業は、子ども・子育て支援新制度において、市町村が定める病児保育事業の推進に資するため、保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）において、体調不良児等を一時的に預かるための環境を整えるとともに、病児保育事業の質を確保向上させ、満足度の高い保育を提供できるよう実施体制の構築を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

県が適当と認める社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）

第3 事業内容

社会福祉法人等は、病児保育事業を実施するため、次の事業を行う。

（1） 体調不良児預かりスペース整備事業

- ① 保育所等において体調不良児等を一時的に預かるため、保育室や遊戯室の一部に簡易パーテーション等を設置し、一時預かりスペースを設けるものとする。
- ② 一時預かりスペースは、児童1人当たり1.98平方メートル以上とすること。
- ③ なお、保育所等の医務室、余裕スペースなど衛生面に配慮され、児童の安静が確保される場所がある場合は、一時預かりスペースを設けないこともできるものとする。

（2） 保育所「見える化」推進事業

- ① 保育所等で一時的に預かる体調不良児等の様子を保護者等が随時観察できることで、保護者の安心感と就業の継続に資するため、一時預かりスペース及び保育室等にライブカメラを設置するものとする。
- ② 児童のプライバシーを保護するため、ライブカメラには閲覧用のパスワード等を設定するものとする。
- ③ 閲覧サイトの運用に係る経費に充てるため、保護者から利用料を徴することができるものとする。

（3） 満足度の高い保育の提供事業

病児保育の質を確保・向上させ、満足度の高い保育を提供することができるよう、施設職員を研修等に参加させるための代替職員を雇用できるものとする。

第4 経費の補助

県は、第3に掲げる事業を行うため、社会福祉法人等に対し、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第5 その他

本事業の実施にかかる細目は、別に定める。